

規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋 隆紀

埼玉県人事委員会規則七一九八四

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一八四六）の一部を次の
ように改正する。

附則第二項中「百分の八」を「百分の八・三」に改める。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十一・三」に改める。

附則第四項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

第二条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八・三」を「百分の九」に改める。

附則第三項中「百分の十一・三」を「百分の十二」に改める。

附則第四項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八
年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十七年
四月一日から適用する。